

## 入札の条件(フレックス工事の場合)

福島県南会津建設事務所

- 1 入札の条件等  
入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。
  - (1) この工事は、フレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。  
フレックス期間を活用する場合の取り扱いについては、下記によるものとする。
    - ア フレックス期間を活用する受注者は、契約締結日までに、別紙様式により工事の始期及び終期を報告するものとする。
    - イ 「工程表」は、着工日の前日までに提出するものとし、「現場代理人及び主任技術者等通知書」も同時に経歴書を添付して提出することとする。
    - ウ フレックス工事に係る前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、その他については、約款第35条による。
    - エ 積算にあたっては、契約日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。
    - オ 契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。
  - (2) 工事請負契約書  
「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項で別記の条項を挿入する。

### [別記] 特約条項

- 第○ 約款第3条第1項に定める工程表については、着工日の前日までに提出するものとする。
- 第○ 受注者は、前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、その他については、約款第35条による。
- 第○ 受注者が施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者負担とする。
- 第○ 契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。  
(注 これらの特約条項はフレックス期間を活用する場合に特約することとし、フレックス期間を活用しない場合は特約しない。)